独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令（平成十五年厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（主務大臣） **第七条**　機構法施行令第五十五条第二項で定める主務大臣は、次の表の上欄に掲げる業務及び同表の中欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。 （略）　（略）　（略） 香川用水施設緊急対策事業　（略）　（略） 吉野川下流域用水事業　吉野川下流域用水事業の対象である施設　農林水産大臣 （略）　（略）　（略）	（主務大臣） **第七条**　機構法施行令第五十五条第二項で定める主務大臣は、次の表の上欄に掲げる業務及び同表の中欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。 （略）　（略）　（略） 香川用水施設緊急対策事業　（略）　（新設） （新設）　（新設） （略）　（略）　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第三十三号

経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）及び経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）を実施するため、経済産業省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月三十日

経済産業大臣　西村　康稔

経済産業省組織規則の一部を改正する省令

経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　本省 第一節　内部部局 第一款～第四款　［略］ 第五款　産業技術環境局（第二十二条―第二十六条） 第六款・第七款　［略］ 第二節・第三節　［略］ 第二章　外局 第一節　資源エネルギー庁 第一款　長官官房　［略］	目次 第一章　本省 第一節　内部部局 第一款～第四款　［略］ 第五款　産業技術環境局（第二十二条―第二十六条の二） 第六款・第七款　［略］ 第二節・第三節　［略］ 第二章　外局 第一節　資源エネルギー庁 第一款　長官官房　［略］
第二款　省エネルギー・新エネルギー部（第二百五十五条の四） 第三款　資源・燃料部（第二百五十五条の五―第二百五十六条） 第四款　［略］ 第二節・第三節　［略］ 第三章・第四章　［略］ 附則 （技術政策企画室及び国際室並びに技術戦略企画官及び企画官） **第二十二条**　総務課に、技術政策企画室及び国際室並びに技術戦略企画官二人及び企画官一人を置く。 2～6　［略］ 7　企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の組織及び運営一般に関する重要事項その他重要事項の企画及び立案に参画する。 ［削る］	第二款　省エネルギー・新エネルギー部（第二百五十五条の四・第二百五十五条の五） 第三款　資源・燃料部（第二百五十五条の六―第二百五十六条） 第四款　［略］ 第二節・第三節　［略］ 第三章・第四章　［略］ 附則 （技術政策企画室及び国際室並びに技術戦略企画官） **第二十二条**　総務課に、技術政策企画室及び国際室並びに技術戦略企画官二人を置く。 2～6　［略］ ［新設］ （企画官） **第二十四条**　研究開発課に、企画官一人を置く。